

電子契約の本格導入について（事業者向けお知らせ）

愛媛県総務部総務管理局行政経営課

愛媛県が発注する建設工事及び建設工事に関する調査、測量及び設計業務において、電子契約を本格導入します。

1 適用開始日

令和7年11月1日（土）

2 対象機関

電子契約システムを利用可能な全発注機関（県立学校、県立病院等含む）

3 対象案件

令和7年11月1日以降に対象機関が公告（指名通知書を発出）する建設工事又は建設工事に関する調査、測量及び設計業務

※予定価格による案件の制限なし

4 利用方法（試行導入時から変更なし）

①電子入札システムで応札する際に、入札関係書類と併せて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出

※電子契約同意書兼メールアドレス確認書は、公告ごとに、入札情報公開システムに掲載されている様式を使用

②落札決定後、県から事業者へ電子契約システムで契約書案を送付

③事業者が契約書案を確認し、電子契約システムで承認処理（電子署名）

④県が承認処理を行い契約締結

5 その他

- ・各発注機関の判断により、電子契約の対象外とする場合があります。電子契約の対象であるかどうかは個別の公告資料でご確認ください。
- ・電子契約を利用するかどうかは、事業者を選択する権利があり、従来通り、書面での契約を選択することも可能です。
- ・書面での契約は、双方が押印した場合に締結となりますが、電子契約の場合は事業者の承認処理（電子署名）後、県が承認処理を行った日が契約締結日となります。
- ・詳細については、県ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/117045.html>